

重要事項説明書

(通所介護・総合事業)

社会医療法人 康和会

デイサービスセンターしらかば

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1 事業者

- (1) 法人名 社会医療法人 康和会
- (2) 法人所在地 札幌市豊平区月寒東2条18丁目7番26号
- (3) 電話番号 011-852-8866
- (4) 代表者氏名 理事長 加藤 康夫
- (5) 設立年月日 昭和63年2月

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所(平成26年9月1日指定)
※当事業所はサービス付き高齢者向け住宅しらかばの杜に併設されています。
- (2) 事業所の目的 要介護状態または要支援状態にある高齢者に対する通所介護サービスの提供
- (3) 事業所の名称 デイサービスセンターしらかば
- (4) 事業所の所在地 札幌市豊平区月寒東3条18丁目20番48号
- (5) 電話番号 011-826-5520
- (6) 管理者(所長) 管理者 置田 眞樹
- (7) 事業所の運営方針 当事業所は、介護保険法の趣旨に従い、契約者が可能な限り、その居宅における生活への復帰を念頭において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにサービスを提供することを目的とします。
- (8) 開設年月 平成26年9月1日
- (9) 利用定員 定員 49名/1日(指定介護予防通所介護事業の利用者と併せて)

3 事業実施地域及び営業時間

第9条 (1) 通常の実業の実施地域

通常の実業の実施地域は半径5キロメートル以内の、札幌市豊平区(豊平1条10まで・平岸1条15まで・澄川4条6まで・西岡5条15まで)、清田区(平岡公園東7まで・真栄4条まで)及び厚別区(厚別中央2条5まで・厚別南5まで)、白石区(中央1条2まで・北郷4条10まで)とする。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日及び祝日。
営業時間	午前8時50分から午後4時50分
サービス提供時間	午前10時25分から午後3時45分

4 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1 管理者(兼務)	1名	1名
2 生活相談員	1名以上	1名
3 看護職員	1名以上	1名
4 介護職員	6名以上	6名
5 機能訓練指導員(兼務)	1名以上	1名
6 運転手兼各職員	一名	一名

※常勤換算:職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例:週 35 時間)で除した数です。

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	勤務時間:午前 8 時 50 分～午後 4 時 50 分 ☆原則として職員1名あたり15名以内のお世話をしております。
2. 看護職員	勤務時間:午前 8 時 50 分～午後 4 時 50 分 ☆原則として1名の看護職員が勤務します。
3. 機能訓練指導員	月曜日～土曜日及び祝日

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常 7 割～9 割)が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事

・当事業所では、委託栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況を考慮した食事を提供します。

(食事時間)

・11時45分～

② 入浴

・一般浴槽及び機械浴槽を整備し、身体状況に応じて入浴でき、自立支援への介助をします。

③ 送迎サービス

・ご契約様の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の実施地域外を超えた地点から片道5キロメートル未満500円。通常の実施地域を超えた地点から片道5キロメートル以上1キロメートル増すごとに500円に100円を追加。

併設住宅の場合は同一建物減算、併設住宅外で要介護者のご家族による送迎の場合は片道ごとにサービス費より減額いたします。

④ 生活相談

・生活相談員がご契約者の生活相談に応じます。

⑤ 機能訓練

・機能訓練指導員が、契約者の身体状況に応じて歩行訓練及びリハビリを兼ねた健康体操等を実施します。

<サービス利用料金(1回あたり)>(契約書第6条参照)

別表の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約が保険給付の申請を行うのに必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。(下記(2)②参照)

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスの利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

②食事・おやつ提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

料金：食事 1 回あたり 462 円 おやつ 1 回あたり 210 円

③レクリエーション活動

ご契約者の希望によりレクリエーション活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第6条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月27日に引き落としになります。

お支払い方法：口座引落を原則といたしますが、特別な事情等がある場合には申し出下さい。領収書の発行：入金確認後に領収書を発行いたします。

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第7条参照)

☆利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、変更することができます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

☆サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6 提供するサービスの第三者評価の実施状況

【実施済の場合】

○実施年月日 年 月 日

○実施評価機関の名称()

○評価結果の開示状況()

【未実施の場合】

未実施

7 苦情の受付について（契約書第20条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

○苦情受付窓口(担当者)

生活相談員 置田 眞樹

○苦情受付時間

毎週月曜日から日曜日(午前 8時50分から午後 4時50分)

011-826-5520

(2) 行政機関その他苦情受付機関

札幌市役所 介護保険課	所在地	札幌市中央区北1条西2丁目
	電話番号	011-211-2972
	係名	事業指導係
北海道国民健康保険団体連合会	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目
	電話番号	011-231-5161
北海道福祉サービス運営適正化委員会	所在地	札幌市中央区南2条西7丁目 北海道社会福祉協議会内
	電話番号	011-204-6310

8 緊急時の対応

ご利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医、ご家族、居宅介護支援事業者に連絡し、その指示に従い措置を講じます。

9 非常災害時の対応

火災または地震等の非常事態が生じた場合は、速やかに消防署及び防火管理者へ連絡するとともに、サービス付き高齢者向け住宅しらかばの杜の定める防火管理規程に基づき、防火隊を組織し、災害による被害を最小限に止めるよう努めます。

☆防災設備:毎年保守点検業務者や消防機関と連携して、非常時における体制を整えます。

☆防火訓練:消火及び通報並びに避難訓練を年2回実施します。

10 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかに北海道及び市町村、契約者の家族、契約者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1.1 サービス利用に当たっての留意事項

利用者は指定通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意してください。

1 2 虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- ・虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ・利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ・その他虐待防止のために必要な措置
- ・事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

1 3 身体拘束について

・事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

・事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンターしらかば

説明者職名 生活相談員

氏名

㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者・契約者住所

氏名

㊞

契約者代理人住所

氏名

㊞

※ この重要事項説明書は、厚生労働省令第35号(平成18年3月14日)第8条の規定に基づき、利用者申込者又はそのご家族への重要事項説明のために作成したものです。

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用目的

- (1) 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 上記(1)の外、介護支援専門員または介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合。
- (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩しまたはケガ等で病院へ行った時に、医師・看護師等に説明する場合。

2. 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと。
- (2) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこと。

3. 個人情報の内容

- (1) 事業者が通所介護サービスを行うために必要な、利用者やその家族個人に関する情報
- (2) その他利用者及びその家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうる情報

4. 使用する期間

デイサービスセンターしらかばと私の中に交わされた利用契約書に定めた期間に限る。

年 月 日

【契約者または代理人】住 所

氏 名

印

【ご家族代表者】住 所

氏 名

印